

5 長行（情審）第 5 号

令和 6 年 3 月 4 日

長久手市長 佐藤有美 様

長久手市情報公開審査会

公文書非公開決定についての審査請求について（答申）

令和 5 年 1 0 月 1 6 日（5 長行第 2 8 4 号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 5 長行（情審）第 5 号



(別紙)

諮問番号：５長行（情審）第５号

## 答 申

### 第１ 審査会の結論

実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を非公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

### 第２ 審査請求に至る経過

- 1 情報公開請求者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、令和５年６月２７日、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手町条例第２４号。以下「条例」という。）第１０条第１項に基づき、実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し、長湫南部土地区画整理地内で実施の亜炭坑充填工事における亜炭採掘範囲の特定の根拠となる文書として、①長湫南部土地区画整理地内で実施したボーリング調査について、施工・設計業者が実施方法を決定した事が分かる起案・決裁書（以下「対象文書①」という。）②長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を特定するために実施したヒアリング調査について、対象者の選定方法と、聞き取り調査の結果に関して、統計処理した内容が分かるもの（以下「対象文書②」という。）③長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を地区南東部と特定したことについて、該当地域内に市関係者、議会関係者の居住の有無が分かるもの（以下「対象文書③」という。）の情報公開請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人が情報公開を求める文書の全てを文書不存在として、条例第１１条第２項に基づき公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をした旨を令和５年８月１０日付け公文書非公開決定通知書（５長行第１６５号）により審査請求人に通知した。
- 3 令和５年９月１９日、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づく不服

審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、当審査会に対し、令和５年１０月１６日に条例第１８条に基づき本件審査請求について諮問をした。

### 第３ 審査請求人の主張

#### １ 審査請求の趣旨

令和５年８月１０日付け公文書非公開決定処分（５長行第１６５号）は、市民に対して、公文書公開を拒否する理由がないにもかかわらず、公文書開示請求を不当に拒否した事実行為に当たるものであり、処分を取り消すとの裁決を求める。

実施機関は、審査請求人に対して、令和５年６月２９日付け公文書公開請求書の別紙記載の公文書について、隠すことなく開示を行うとの裁決を求める。

#### ２ 審査請求の理由

審査請求書は長文であり、その中には本件処分に対する審査請求の理由ではなく、長湫南部土地区画整理地内で実施された亜炭坑充填工事に対する審査請求人の見解を述べるものと思われる記載も散見されるが、本件処分に対する審査請求の理由としては、概ね以下のとおりであると解される。

##### （１）対象文書①について

審査請求人は、対象文書①の特定に関し、公文書公開請求書では概ね「長湫南部土地区画整理地内で実施したボーリング調査について、施工・設計業者が実施方法を決定した事が分かる起案・決裁書」としていたものを、審査請求書では「長湫南部土地区画整理組合設立認可事業計画そのものに瑕疵があった可能性が高く、かつ愛知県知事への認可申請時の事業計画そのものを虚偽・作文・偽装していた可能性が出てきたため、設立認可申請・事業計画変更認可申請・解散認可申請などの起案・決裁書の開示を求めたものであります」として、その内容を変遷させた。

その上で、審査請求人は、対象文書①について、「この請求に対して回答をしないまま、『ボーリング調査について、業者が実施方法を決定したことがわかる起案・決裁書の文書は不存在』との理由をかざして、指定し

た公文書の開示を拒否する行為は、文脈及び論理のすり替え、はぐらかし、の姑息な隠蔽工作に当たる」、「公文書非公開決定通知書の公文書発行に際し、平然と、嘘の虚偽記載を行うなどは、行政業務の執務態度として、極めて不誠実を言わざるを得ない」等として、公文書開示請求に対して論理矛盾で不誠実な対応は、隠蔽体質から脱皮できておらず、開示請求拒否の理由にもなっていないと主張した。

(2) 対象文書②について

審査請求人の主張は、概ね、「エリア特定のために行われたヒアリング調査においても、通常は出現率を想定してサンプルサイズを決定し、結果についても統計処理されたものを採用して調査の根拠とするが、本件処分によって非開示となったことから、統計的な手法が用いられなかった可能性がある。本件処分は、結論ありきの隠蔽工作に組織ぐるみで関わってきたのではないかとの疑念を持たせるものである」というものである。

(3) 対象文書③について

審査請求人の主張は、当時の市長が亜炭坑充填工事の対象地域の利害関係者である場合、利益相反に関する自治体コンプライアンス違反行為を隠蔽していたとの疑惑があり、組合設立認可・計画変更認可を申請する市長権限の制限に関する禁止行為に抵触する可能性があるというものである。

(4) 対象文書の追加特定について

審査請求人は、令和5年9月25日付け補正書において、公文書公開請求を求める公文書の名称については、詳細かつ明確な記載はないが、内容が検証できる起案・決裁の記録に関わる公文書の一部として、具体的に a、b 記載の公文書の公開を求めた。

- a 長湫南部土地区画整理地内の亜炭鉱採掘の調査と対策工事に関連して、組合及び市が、県知事あてに申請した一連の起案・決裁書類の開示請求をさし、例えば、設立認可申請・事業計画変更認可申請（配置図・断面図等）・解散認可申請等をいう。
- b さらに、土地区画整理法を、違法に利用して、市内に広がる亜炭坑跡の地下空洞の地盤補強をしないまま市街地造成を進めた疑いがあり、

長湫南部の事例をもとに地下空洞地区を特定した公文書等を含めた真偽検証に、組織的な妨害など許されない。

#### 第4 実施機関の弁明

1 審査請求人が情報公開を求める文書は、実施機関が対象となる公文書を保有していないことから文書不存在を理由として「公文書の全部を公開しないとき」（条例第11条第2項）に該当し、文書不存在として本件処分を行った。

#### 2 長湫南部土地区画整理組合の書類及び帳簿の引き渡し

長湫南部土地区画整理事業は、長湫南部土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立して施行されている。組合が[REDACTED]株式会社（以下「会社」という。）に発注した工事の一環として長湫南部亜炭充填調査が行われ、組合が所持する書類及び帳簿は、組合が解散し、組合員に清算事務結了報告（土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第49条）した後、引渡予定者である長久手市（市制施行以前の長久手町を含む。以下「市」という。）に引き継ぐ必要がある（愛知県土地区画整理組合事務処理要領（以下「要領」という。）第22条第1項）。

組合から市が引き継ぐ文書に該当しない場合であっても長久手市役所内の全庁に照会し、必要な部署があれば引き継ぐこととなっていた。

審査請求人が情報公開を求める文書が存在するかは、市が担当部署ごとに作成しているファイル基準表を用いて対象文書の有無を確認している。

#### 3(1) 対象文書①

組合が会社に発注して行ったボーリング調査に関する事項は、組合又は会社の意思決定であり、市は意思決定の主体ではないので、市において対象文書①は作成していない。仮に、組合が対象文書①を作成していても、市には対象文書①は存在しておらず、要領第22条により引き継ぐべき書類及び帳簿には該当しないことから、組合から引き継がれていないと思われる。

#### (2) 対象文書②

長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を特定するためのヒアリン

グ調査を実施していたので、ヒアリング調査結果に対する資料は存在している。

しかし、ヒアリング調査について、対象者の選定方法と聞き取り調査の結果に対して、統計処理した内容が分かるものは、文書を確認したが見つからなかった。

### (3) 対象文書③

長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を地区南東部と特定したことに関し、該当地域内の市関係者及び議会関係者の居住の調査に関連する文書を確認したところ、対象となる公文書は見つからなかった。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点について

本件審査請求に係る公文書が、存在するか否か。

### 2 本件審査請求に係る公文書の有無を調査した経緯

本件処分は、審査請求人が情報公開を求める文書の全てを文書不存在とするものである。そのため、本来、審査請求人は、本件審査請求において、対象文書①から③までが存在するといえる事情について主張すべきである。しかしながら、審査請求人の主張は、主として実施機関が隠蔽体質にあると訴えるものであり、審査請求の趣旨に合致するものではなく、この点において審査請求人の主張は失当であると言わざるを得ないものであった。

もっとも、当審査会で協議したところ、審査請求人が公開を求める公文書が全く存在しないとの実施機関の弁明についても疑義があるとの結論に至り、また、審査請求人が公開を求める事項を明らかにする趣旨で作成された公文書でなくとも、その記載内容から審査請求人が公開を求める事項を読み取ることができる公文書が存在するのであれば公開すべきとの判断の下、条例第21条第4項に基づき、実施機関に資料の提出を求める方法により調査を実施することとした。

### 3 対象となる文書の調査結果

#### (1) 対象文書①

ア 対象文書①の起案・決裁書自体は、当審査会の調査においても確認で

きなかった。

イ もっとも、当審査会の調査の結果、長湫南部土地区画整理組合第35回役員会議事録（以下「議事録」という。）に、対象文書①の起案・決裁書に相当する、当時の業者判断の是非等に係る判断内容が記載されていることが判明した。

議事録は、審査請求人が当初に情報公開を求めていた公文書に直接的に合致するものではないが、長湫南部土地区画整理地内で実施したボーリング調査について、施工・設計業者が実施したことが分かる文書であり、公文書に該当する。審査請求人が公開を求めている内容が記載されている文書を公開するのは、審査請求者に知る権利が保障されている趣旨に資することから、議事録については、非公開情報に留意のうえ情報公開すべきである。

## (2) 対象文書②

ア ヒアリング調査は、一般的なサンプル調査その他特定の統計手法を用いたものではなく、統計処理した内容が分かる公文書は存在しない。

イ 当審査会が調査したところによると、長湫南部土地区画整理事業地質調査その1業務委託報告書（以下「報告書」という。）の74ページに「9-2 亜炭採掘に関わる調査結果」において「ボーリング調査結果、古老への聞き取りや現地調査の結果、本区画整理地内において亜炭の採掘が認められた。」との記載（以下「当該記載」という。）がある。

これらの記載から、「古老への聞き取り」という程度ではあるものの、ヒアリング調査の対象者の選定方法について記載されている公文書は存在しており、実施機関は、審査請求人に対し報告書の当該記載について情報公開を実施されたい。

ウ また、長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を特定するために実施したヒアリング調査は実施されており、ヒアリングの結果は報告書に記載されている。

具体的には、「2）聞取調査」（報告書75ページ）に図9.5「立坑分布図」（報告書76ページ）において「立坑の位置図を示す」との記載があるところ、審査請求人へこの記載部分について情報公開を実施



されたい。

### (3) 対象文書③

長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を地区南東部と特定したのは、平成10年から平成11年ころである。

当審査会が調査した結果、平成10年及び平成11年の長久手町議会議員名簿（以下「議員名簿」という。）並びに平成10年及び平成11年の長久手町職員名簿（以下「職員名簿」という。）の存在が確認できた。

職員名簿には、職員の住所が記載されているため、「長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を地区南東部と特定するにあたり該当地域内の市関係者の居住の有無が分かる」資料に該当し、かつ、公文書である。そのため、実施機関は、平成10年及び同11年の職員名簿のうち、非公開情報である「個人に関する情報」（条例第6条第2号）に該当する情報を除き、審査請求人に対する情報公開を実施されたい。

他方、議員名簿にも議員の住所が記載されているが、これは長久手市議会が保有している公文書であり、実施機関が保有している公文書ではないため、本審査請求の対象文書には該当しない。

### (4) 小括

以上のとおり、当審査会が行った調査の結果、審査請求人が公開を求める情報が記載されていると考えられる公文書が一部発見された。

このほか、長湫南部土地区画整理事業が組合施行であり、長湫南部亜炭充填調査は組合の委託を受け会社が実施したものであつて、当該調査に係る資料は組合が会社から取得した文書であると解されるところ、組合を清算する際に、市が組合から対象となる文書（対象文書①から③まで）を引き継いでいないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点はない。

そのため、当審査会による調査の結果明らかとなった公文書を除き、対象となる文書が存在しないとする実施機関の主張は妥当であると判断した。

## 4 結論

よって、実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を非公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」につき、対象文書が存在してい

るのに非公開とした決定は、妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

## 5 付言

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、本件処分について、以下において、補足的に意見を述べる。

### (1) 対象文書の特定について

本件の公文書公開請求書の記載からは、審査請求人が公開を求める公文書の対象が判然としない。弁明書の記載によれば、実施機関は、公文書公開請求書の記載のみならず、情報公開請求手続における窓口での聞き取りも実施しているとのことであり、当審査会としても、一応は対象文書の特定がなされているものと判断した。

もっとも、審査請求人は、審査請求段階では対象文書①の特定を変遷させており、審査請求人と実施機関との間で対象文書の特定に齟齬があった可能性も考えられる。

適切な公文書の公開を実施し、市民の知る権利を尊重するためには、公文書公開請求で公開を求められる公文書の特定は不可欠の事項である。対象文書の特定について情報公開請求者と実施機関との間に齟齬が生じ、情報公開請求者の知る権利が害されることのないよう、今後は情報公開請求者との間で対象文書について十分に調整を行い、対象文書の特定に不備が生じないよう努められたい。

### (2) 理由付記について

本件処分における理由として「文書不存在」とのみ記載されており、理由の付記に不足がある。

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、処分庁の判断について合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えることにある。このような趣旨に鑑みれば、文書不存在による非公開決定をする場合であっても、最小限、類型的に、公開請求に係る文書が作成されていないのか、作成されたがその後破棄等されて既に存在しないのかなどの具体的な理由を付記することが求められていると解される。

したがって、今後、実施機関が不存在の決定を行うに際しては、可能な限り具体的な理由を明記し、理由付記のあり方の改善をすべきである。

#### 第6 答申に関与した委員の氏名

安田昂央委員、戸田正彦委員、神下美輝子委員、  
菅沼綾子委員、吉田真砂委員

#### 第7 調査審議の経過

- 1 令和5年10月16日 諮問
- 2 令和5年12月7日 口頭説明・審議
- 3 令和5年12月12日 審査請求に対する意見書等の提出の求め
- 4 令和6年1月12日 回答書提出
- 5 令和6年1月23日 審議
- 6 令和6年3月4日 審議・答申

## 別表

### 公開すべき情報

|       | 該当文書名                                                 | 内容                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 対象文書① | 長湫南部土地区画整理組合第35回役員会議事録（非公開情報を除く。）                     | 起案・決裁書に相当する当時の業者判断の是非等についての判断についての記載                   |
| 対象文書② | 長湫南部土地区画整理事業地質調査その1業務委託報告書（74ページから76ページまで）（非公開情報を除く。） | ヒアリングの選定方法についての文書                                      |
|       |                                                       | ヒアリング結果                                                |
| 対象文書③ | 平成10年及び平成11年の長久手町職員名簿（個人情報を除く。）                       | 長湫南部土地区画整理地内の亜炭採掘地域を地区南東部と特定するにあたり該当地域内の市関係者の居住に関する公文書 |